

平成31年度暫定予算要求について

1 予算編成の基本的な考え方

- 4月から7月までの4か月間に措置する必要がある経費について計上する。
- 新規事業、重点施策など政策的な経費については、原則として措置しないこととする。

2 要求基準

(1) 歳出

① 義務的経費（人件費、社会保障費及び公債費）

年間分を見込んで4月から7月までの所要額とする。

② 建設事業費

ア 補助公共事業費 平成30年度当初予算額の65%

ただし、平成29年7月九州北部豪雨災害及び平成30年7月豪雨災害に係る災害復旧・復興対策関連事業費については、所要額とする。

イ 単独公共事業費 平成30年度当初予算額の60%

ウ その他 4月～7月までの所要額とする。

ただし、早期着工の必要がある事業及び前年度債務負担行為をした事業については、所要額とする。

③ 行政施策費

年間所要見込額の1/3以内

ただし、年間契約が必要な経費等4月～7月に執行する必要があるものについては、所要額とする。

なお、歳出経費の積算にあたっては、平成31年10月1日からの消費税率及び地方消費税率の引き上げに伴う影響額を見込んで行うこと。

(2) 歳入

① 特定財源： 国庫支出金、分担金及び負担金、県債等については、収入の時期にかかわらず、暫定予算の歳出に対応する額とする。

② 一般財源： 4月から7月に収入が見込まれる額とする。